

## 川崎市地方分権推進会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市における地方分権推進への対応を図るため、川崎市地方分権推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方分権の推進及び新たな大都市制度の構築に係る本市の方針の策定に関すること。
- (2) その他地方分権の推進に関すること。

### (推進会議の組織等)

第3条 推進会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、市長をもって充てる。
- 3 副座長は、副市長をもって充てる。
- 4 推進会議の委員は、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに会計室、区役所、交通局、病院局、消防局、市民オンブズマン事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）をもって充てる。
- 5 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。
- 6 座長は、推進会議の事務を総括する。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長のうち座長の指名する者がその職務を代理する。

### (調整会議の組織等)

第4条 推進会議に、第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、調整会議を置く。

- 2 調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 調整会議の委員長は、副市長のうち座長の指名する者をもって充てる。
- 4 調整会議の副委員長は、総務企画局長をもって充てる。
- 5 調整会議の委員は、前条第4項で規定する者（前項に規定する者を除く。）をもって充てる。
- 6 調整会議は、必要に応じて当該委員長が招集し、主宰する。

### (検討会議の組織等)

第5条 推進会議に、第2条の所掌事務を検討するため、検討会議を置く。

- 2 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 検討会議の委員長は、総務企画局都市政策部担当部長をもって充てる。
- 4 検討会議の副委員長は、総務企画局都市政策部担当課長をもって充てる。
- 5 検討会議の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 6 検討会議は、必要に応じて第3項の委員長が招集し、主宰する。

### (部会)

第6条 検討会議に当該会議に係る検討事項の調査等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、総務企画局都市政策部担当課長が招集し、主宰する。
- 3 部会の構成等は、前条第3項の委員長が別途定める。

(会議の準用)

第7条 調整会議、検討会議及び部会は、第3条第6項から第8項までの規定を準用する。

(事務局)

第8条 推進会議、調整会議、検討会議及び部会の事務局は、総務企画局都市政策部に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議、調整会議、検討会議及び部会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市地方分権推進会議設置要綱(平成12年7月17日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

総務企画局都市政策部企画調整課担当課長  
総務企画局総務部庶務課長  
総務企画局総務部法制課担当課長（訟務）  
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
財政局財政部庶務課長  
財政局財政部財政課担当課長（財政計画担当）  
財政局財政部資金課担当課長  
財政局税務部税制課長  
市民文化局市民生活部企画課長  
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長  
経済労働局産業政策部企画課長  
環境局総務部企画課長  
健康福祉局総務部企画課長  
こども未来局総務部企画課長  
まちづくり局総務部企画課長  
建設緑政局総務部企画課長  
港湾局港湾経営部経営企画課長  
臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長  
危機管理本部危機管理部担当課長  
会計室審査課長  
川崎区役所まちづくり推進部企画課長  
幸区役所まちづくり推進部企画課長  
中原区役所まちづくり推進部企画課長  
高津区役所まちづくり推進部企画課長  
宮前区役所まちづくり推進部企画課長  
多摩区役所まちづくり推進部企画課長  
麻生区役所まちづくり推進部企画課長  
上下水道局経営戦略室担当課長  
交通局企画管理部経営企画課長  
病院局経営企画室担当課長  
消防局総務部担当課長（企画担当）  
市民オンブズマン事務局担当課長  
教育委員会事務局教育政策室担当課長  
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長  
監査事務局行政監査課長  
人事委員会事務局調査課長  
議会局総務部庶務課長